

(35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第 1 項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域内の市町において、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日法律第 22 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。

(36) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

調査区域において、「国有林野管理経営規程」（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）に基づき定められた保護林の区域はありません。

2) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等（景観条例等）

愛知県は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号）に基づき、「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月、愛知県）を策定し、「広域景観資源」を抽出しています。また、同条例に基づき「美しい愛知づくり景観資源 600 選」を指定しています。

美しい愛知づくり基本計画を表 4-2-51(1)～(3)及び図 4-2-30 に、美しい愛知づくり景観資源 600 選を表 4-2-52 及び図 4-2-31 に示します。

表 4-2-51(1) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

No.	種別	景観資源名	主な特徴
1	自然景観	豊川	設楽町を源流として、愛知県東部を流れる河川。河口は豊橋市に当たり、三河湾に注いでいる。全国でも屈指の清浄な水質の川であり、東三河地域における生命線ともなっている。下流の洪水防止や水不足解消のため、設楽ダム建設の計画が現在進められている。
2		葦毛湿原	湿原性植物が群落する。ハイキングコースとして知られ、春からあきにかけて湿原植物の可憐な花が見られる。別名「東海のミニ尾瀬」とも言われる。
3		片浜十三里	三河湾国定公園に指定されている渥美半島の太平洋岸は、海食崖と砂浜が連綿と続く片浜十三里、伊良湖岬や日出の石門など荒々しい岩礁地形と押し寄せる太平洋の荒波とが織りなす雄大な景観を形成している。また、半島先端の伊良湖岬は、サンバの渡りでも知られているほか、島崎藤村の「椰子の実」の詩で有名な恋路ヶ浜や日出(ひい)の石門が海岸景観を特色付けている。
4		汐川干潟	三河湾の最深部、渥美半島の付け根の豊橋市と田原市に位置する面積 280 h a の干潟である。満潮時にはほぼ全域が海になり、干潮時には濔筋(みおすじ)を除きほぼ全域が干潟になる。約 250 種の鳥類や干潟特有の動植物が見られる自然の宝庫である。
5		石巻山多米県立自然公園	東三河や知多半島、渥美半島を中心に7つの県立自然公園が指定されており、風光明媚な景観が見られる。
6		渥美半島県立自然公園	
7		三河湾国定公園	奥三河、三河湾沿岸を中心に4つの国定公園が指定されており、風光明媚な景観が見られる。
8		三河湾	渥美半島と知多半島に挟まれている。伊勢湾に接続しており、外洋には直接接していない。水深は全体的に浅く、閉鎖的水域であるため、最近では海洋汚染が懸念されている。知多半島南端、日間賀島、渥美半島西端の3点を順に結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域で、平均水深は比較的浅く、約9.2mとなっている。
9		遠州灘	フィリピン海(北西太平洋)のうち、静岡県の御前崎から愛知県の伊良湖岬までの範囲に広がる部分の呼称。九州東方から四国南方を通ってきた黒潮が大きく蛇行し、強い流れとなって遠州灘沖を通過する。岸には砂浜が広がり、アカウミガメが産卵に訪れる場所として有名である。また、サーフィンやボディボードなど、マリンスポーツのメッカとしても知られている。

表 4-2-51(2) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

No.	種別	景観資源名	主な特徴
10	歴史的景観	東海道 (御油の松並木)	律令時代には京都から東国につながる街道であったが、江戸時代になって五街道の一つに位置づけられ、京と江戸を結ぶ、日本の中で最も重要な街道となった。53の宿駅が整備され、そのうち県内には9つが位置し、宿場町がそれぞれ形成された。しかし、現在地域の発展、近代化の中で町並みの多くは失われつつある。そうした中で、御油宿と赤坂宿の間にある約 600m・300本の御油の松並木が往時の面影の残している。江戸時代に街道を往来する旅人の夏の暑さをしのぎ、冬の防風の為に、徳川家康が植えさせといわれる。
11		姫街道	東海道見附宿（静岡県磐田市）と御油宿を結ぶ東海道の脇街道。東海道新居関所の厳しい取締まりを嫌った女性が多く利用したためこの名で呼ばれる。
12		二川宿	豊橋市に位置する、東海道の33番目の宿場であった。現在でも江戸時代の町割りがほぼそのままの状態に残り、東海道筋では貴重な本陣と旅籠屋の遺構が残り、「本陣」と「旅籠屋」を同時に見ることができ二川宿本陣資料館として公開している。
13		吉田城跡	永正2年（1505年）に築城された今橋城が後に改称されたもので、現在は昭和29年に復興された隅櫓が豊川のほとりに建っている。豊橋公園内にあり、美術博物館、三の丸会館とともに多くの市民に親しまれている。
14		柳生運河	地域一帯が堤防決壊により毎年被害を受けていたため、それを防ぐことを目的として昭和11年（1936年）に竣工。当時は、油脂原料や石炭などの運搬に活躍していた。
15	生活景観	豊橋総合動植物公園	約40haの広大な敷地内に、自然史博物館、動物園、植物園、遊園地を備えた総合公園である。850種類 1400点の熱帯・亜熱帯植物が生い茂る大温室や、ユニークな「モネコーナー」などの植物園ゾーン、アフリカ園、極地動物館などの動物園ゾーン等があり、子どもから大人まで楽しめる憩いのスポットである。
16		伝統行事 (からくりのある山車祭り)	愛知県下にはからくり人形をのせて曳きまわされる山車が133輛あり、全国でも最多である。からくりのある山車の始まりは、元和4年（1618年）、尾張初代藩主徳川義直が家康の菩提を弔う為に行った祭礼からとされている。当初は大八車2輛を組み合わせて能人形を飾り引き出すところから始まった。その後弁慶と牛若丸の立ち回り、さらにはからくり仕掛けで動く人形となり、他町もこれを真似て全域に広がった。
17		伝統行事 (手筒花火・火祭)	直径約10センチ程、長さは70～80センチの青竹の節をくりぬき、周囲を麻縄で巻きつけて作った手筒を用いる花火。氏神に奉納する前日に、筒に火薬をたたき詰め、奉納の当日は若衆が脇腹に抱えて点火する。時には、炎が10メートルを超えて噴出する勇壮な祭で、東三河地方を代表する伝統的な民俗行事である。

表 4-2-51(3) 美しい愛知づくり基本計画 広域景観資源

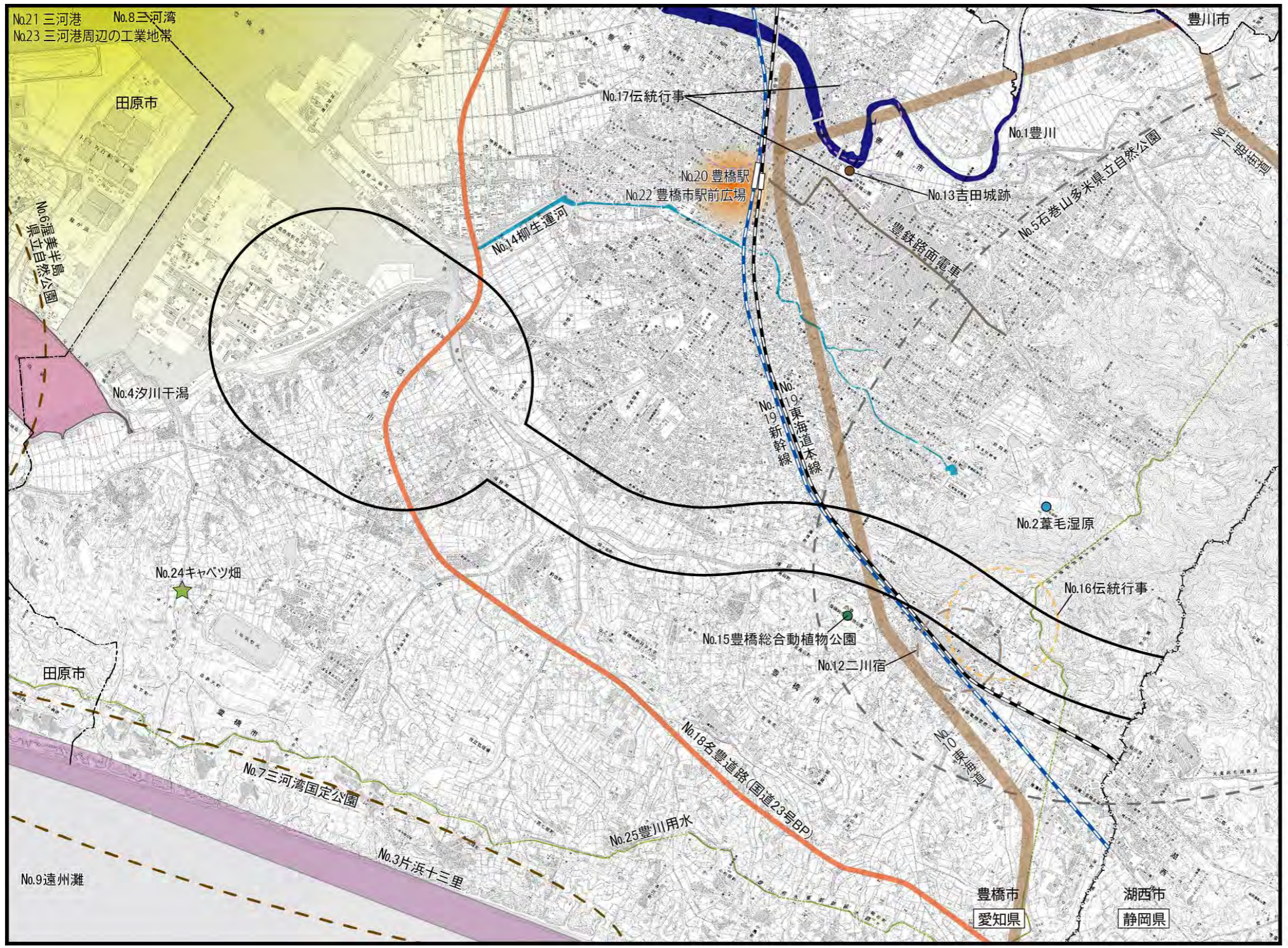
No.	種別	景観資源名	主な特徴
18	産業景観	国道 23 号 (名豊道路)	豊明市から豊橋市を結ぶ地域高規格道路であり、県東部の広域交通を担う。刈谷市内などは高架構造が中心で周囲の景観が見渡せる。
19		鉄道	県内各都市へのアプローチとして、あるいは都市内移動の重要な役割を担う鉄道は、県内交通の骨格を形成している。また車窓からの風景は、それぞれの地域特性を強く印象付けるものとなっている。(JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、JR 中央本線、名古屋鉄道本線、東部丘陵線リニモ、豊橋鉄道路面電車(東田本線))
20		鉄道駅	鉄道駅は都市の玄関口としての役割を担い、第一印象を形成する上でも駅前の景観は重要である。(名古屋、尾張一宮、高蔵寺、千種、鶴舞、金山、刈谷、岡崎、豊橋)
21		三河港	三河湾に面した豊橋市、田原市、蒲郡市、御津町にまたがる海港で国指定の重要港湾。国内外の多くの自動車メーカーが基幹港とし、自動車の輸出入に関して屈指の港である。ラグーナ蒲郡など、リゾート施設も充実している。
22		豊橋市駅周辺	駅前などの中心市街地において、商業・業務の集積による活力ある景観が見られる。
23		三河港周辺の工業地帯	重要港湾である三河港の周辺の豊橋市、田原市、御津町に広がる工業地帯で、造船、金属、機械、自動車、電気、精密機械、化学繊維などの産業が集積している。
24		キャベツ畑	農業も盛んな愛知県では、各地においてその地域特性に合った作物が栽培され、地域の個性を生み出しているとともに、季節感を感じさせる景観を見せている。(電照菊(田原市)、キャベツ畑(田原市、豊橋市、美浜町)、田園(安城市)、レンコン(愛西市)、植木(稲沢市)、銀杏(稲沢市))
25		豊川用水	豊川から取水し、愛知県東南部の平野及び渥美半島などに、農業用、工業用、上水用の水を供給する用水として昭和 43 年(1968 年)に開かれた。渥美郡高松村(現在の田原市高松町)の政治家近藤寿市郎が、大正 10 年(1921 年)、奥三河の宇連川に大貯水池を築き渥美半島などを潤す灌漑用水路建設の計画を出したが、昭和 2 年(1927 年)の全国的な金融恐慌や昭和 12 年(1937 年)の日中戦争の影響で戦前には実現しなかった。戦後、昭和 24 年(1949 年)に着工し、20 年の歳月をかけて完成した。

出典：美しい愛知づくり基本計画(愛知県ホームページ)

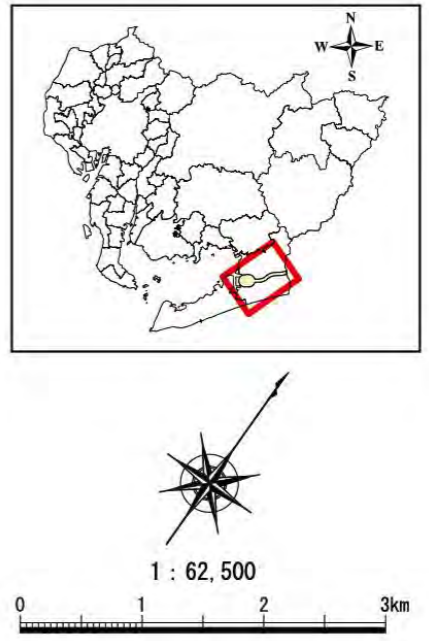
表 4-2-52 美しい愛知づくり景観資源 600 選

No.	景観資源名
1	石巻山と清流豊川の豊かな河畔林
2	ウミガメの訪れる砂浜と海食崖が続く雄大な表浜海岸
3	旧東海道二川宿の駒谷と東駒谷
4	実りの時を迎えた美しい田園
5	夕焼けを背に石畳を上る路面電車
6	ゆったりと流れる豊川と緑に覆われ得た吉田城址
7	貝漁の船と漁を終えて帰る船

出典：美しい愛知づくり景観資源600選（愛知県ホームページ）

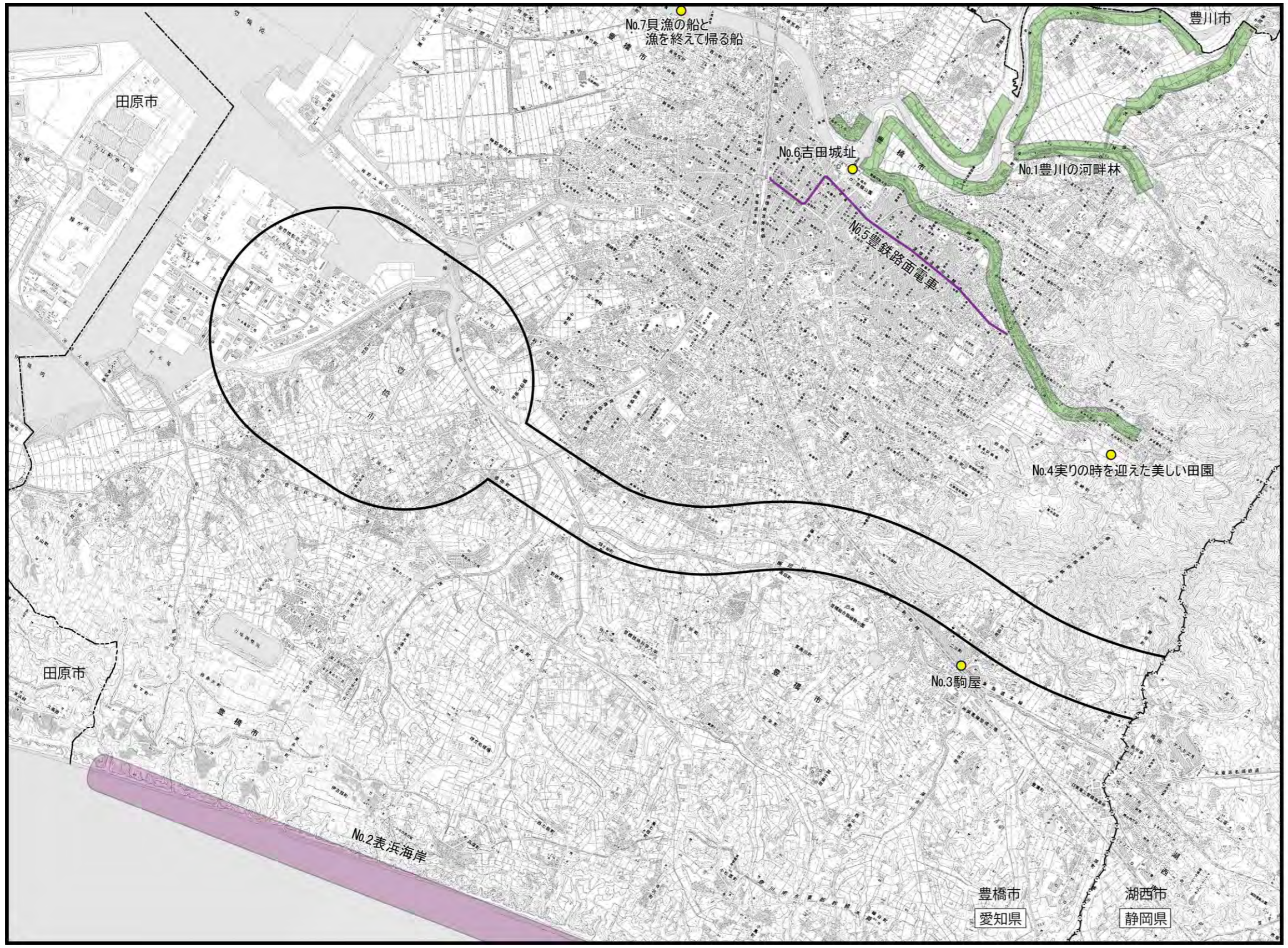


- 凡例
- 都市計画対象道路
事業実施区域
 - 県境
 - 市町村界
- | | |
|--|---|
| <p>自然的景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川(豊川) 県立自然公園 干潟(汐川干潟) 湖沼・ため池(葦毛湿原) 海岸・海(片浜十三里) | <p>歴史的景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧街道 運河(柳生運河) |
| <p>生活景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営都市公園等(豊橋総合動植物公園) 伝統行事(からくりのある山車祭り) 伝統行事(手筒花火・火祭) | <p>産業景観</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路(国道) 鉄道(新幹線) 鉄道(在来線) 鉄道(豊鉄路面電車) 商業系(豊橋駅前周辺) 農業用水(豊川用水) 農業系(キャベツ畑) |

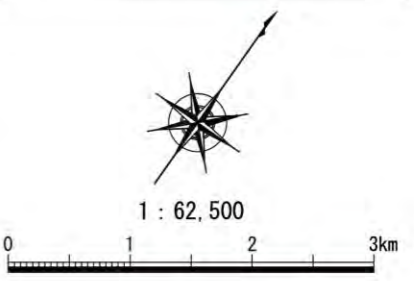
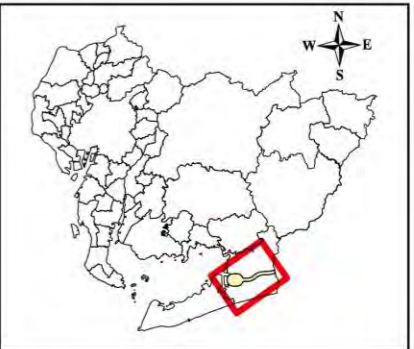


出典:「美しい愛知づくり基本計画」(愛知県ホームページ)

図 4-2-30 美しい愛知づくり計画に基づく広域景観資源位置図



- 凡 例
- : 都市計画対象道路事業実施区域
 - : 県境
 - : 市町村界
 - : 豊川の河畔林
 - : 表浜海岸
 - : 路面電車
 - : 景観資源



出典：「マップあいち」（愛知県ホームページ）

図 4-2-31 美しい愛知づくり景観資源 600 選位置図

3) 「工業用水法」に基づく指定地域

豊橋市、田原市ともに「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第3条第1項に基づく指定地域には該当しませんが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和4年3月25日条例第15号)第63条に基づく水量測定器設置義務区域に該当します。

水量測定器設置義務区域では、揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が19 cm²(ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置して地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告することとなっています。

4) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

豊橋市、田原市ともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」(昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定、平成7年9月5日改正)の対象地域に含まれません。

5) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定された重要湿地の区域

環境省はラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的として「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(重要湿地)を選定しています。

調査区域における重要湿地は、表 4-2-53 及び図 4-2-32 に示すとおりです。

事業実施区域においては、重要湿地は存在しません。

表 4-2-53 重要湿地の分布状況

No.	市	湿地名		生物分類群	選定理由	選定基準
1		三河湾	汐川干潟	シギ・チドリ類	春秋の渡り期の種数・個体数が多い。ミユビシギ、シロチドリなどの渡来地。	2, 3, 4
				底生動物	豊富な底生動物相。オオノガイ、ヤミヨキセワタ、イボウミニナ、ヒロクチカノコ、ヒナユキスズメ、キヌカツギハマシイノミ、オカミミガイ、ワカウラツボ、ウモレベンケイガニなどの生息地。	3, 4
2	豊橋市・田原市	東三河・渥美半島湧水湿地群	東三河湧水湿地群	湿原植生	天伯湿地、長三池のナガバノイシモチソウ自生地など。シデコブシが多く生育する湿地が多く存在するほか、ナガバノイシモチソウなどの希少種が多くみられる。	1, 2
葦毛湿原				湿原植生	多様な植物群落によって構成され、その中には固有種も多く見られる。	1, 2
			昆虫類	ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチ、ヒメヒカゲなどの生息地。	2, 3	
4		遠州灘海岸	遠州灘海岸の沖	ウミガメ	渥美半島から御前崎周辺までの遠州灘海岸は本州最大のアカウミガメの産卵地。御前崎港などの港湾や導流堤の整備で砂浜環境は大きな影響を受けているが、産卵は行われている。日本では最も距離の長い砂浜海岸。	1, 5

注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、さんご礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的又は相当の規模の面積を有している場合
2. 希少種、固有種等が生育・生息している場合
3. 多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く）
4. 特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合
5. 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）

6) 「生物多様性保全上重要な里地里山」により選定された重要里地里山の区域

環境省は、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山」（重要里地里山）を選定しています。

調査区域における重要里山里地は、表 4-2-54 及び図 4-2-32 に示すとおりです。事業実施区域においては、重要里山里地は存在しません。

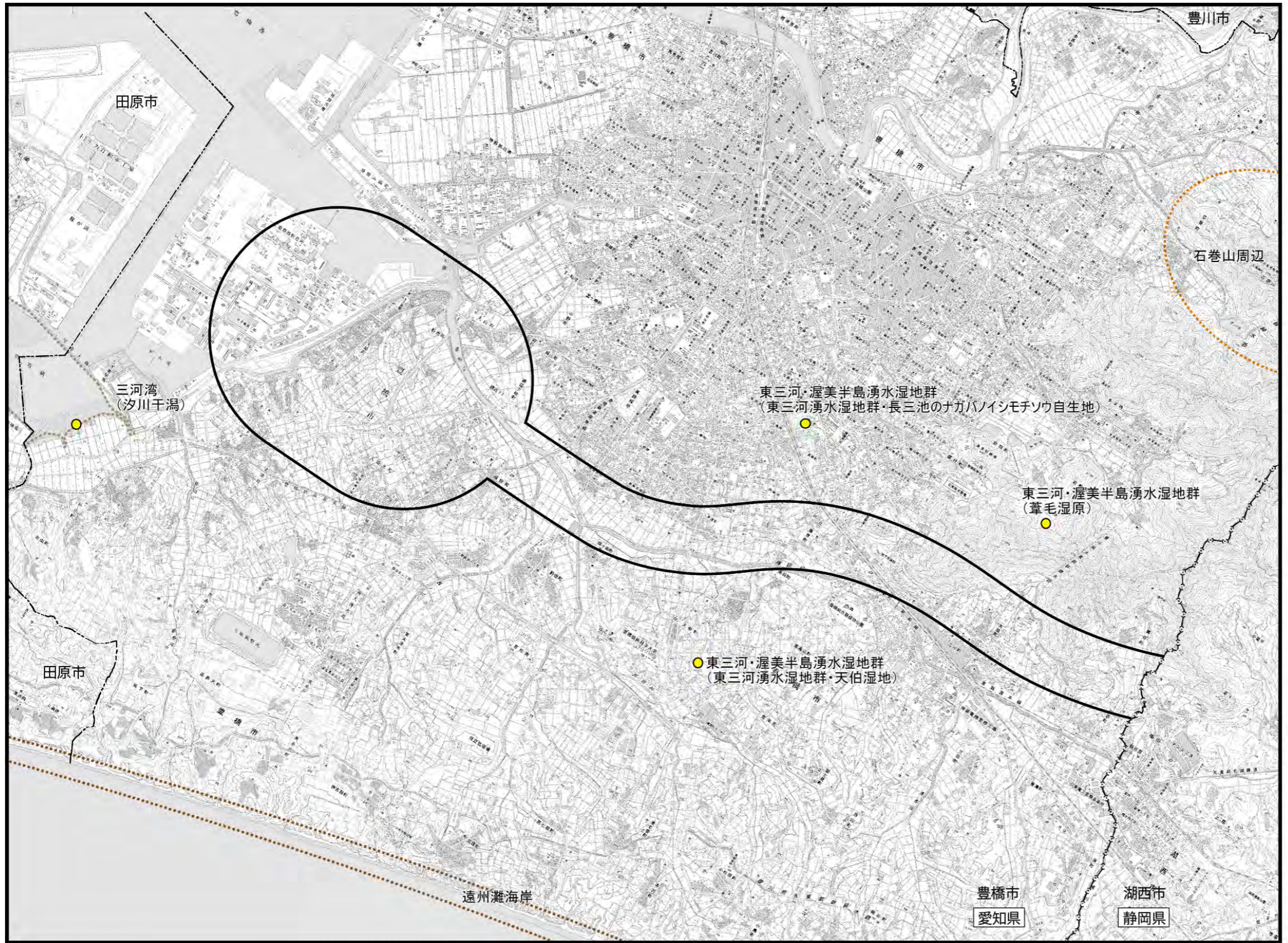
表 4-2-54 重要里山里地の分布状況

名称	選定理由	選定
石巻山周辺	市の北部に位置し、古くから信仰の対象とされてきた石巻山周辺から平田、岩本等の周辺集落までを含む地域である。	1, 2, 3

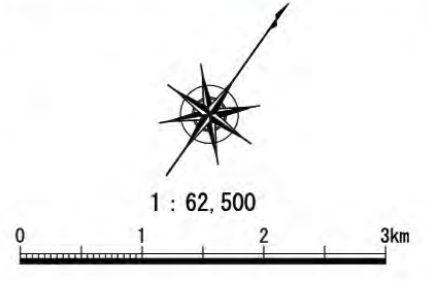
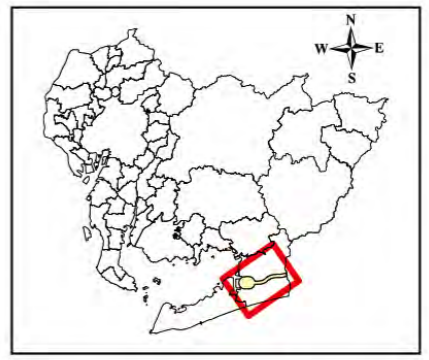
注1) 選定基準は以下のとおりである。

1. 多様で優れた二次的自然環境を有する
2. 里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する
3. 生態系ネットワークの形成に寄与する

出典：「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ）



- 凡 例
- : 都市計画対象道路事業実施区域
 - : 県境
 - : 市町村界
 - : 重要湿地
 - : 重要湿地
 - : 重要里地里山



出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ホームページ）
「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ）

図 4-2-32 重要湿地及び重要里地里山位置図

7) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 3 号、最終改正：平成 22 年 3 月 26 日 条例第 12 号）に基づく「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しません。

8) 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域及び農用地区域

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）に基づく「農業振興地域」の指定状況は、表 4-2-55 に示すとおりです。

また、「農用地区域」の指定状況は、前掲の図 4-2-3 に示すとおりです。

表 4-2-55 農業振興地域の状況

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
豊橋地域 (豊橋市)	豊橋市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積 18,811ha (農用地面積 5,741ha)
田原地域 (田原市)	田原市のうち、市街化区域、三河湾国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積 11,670ha (農用地面積 6,817ha)

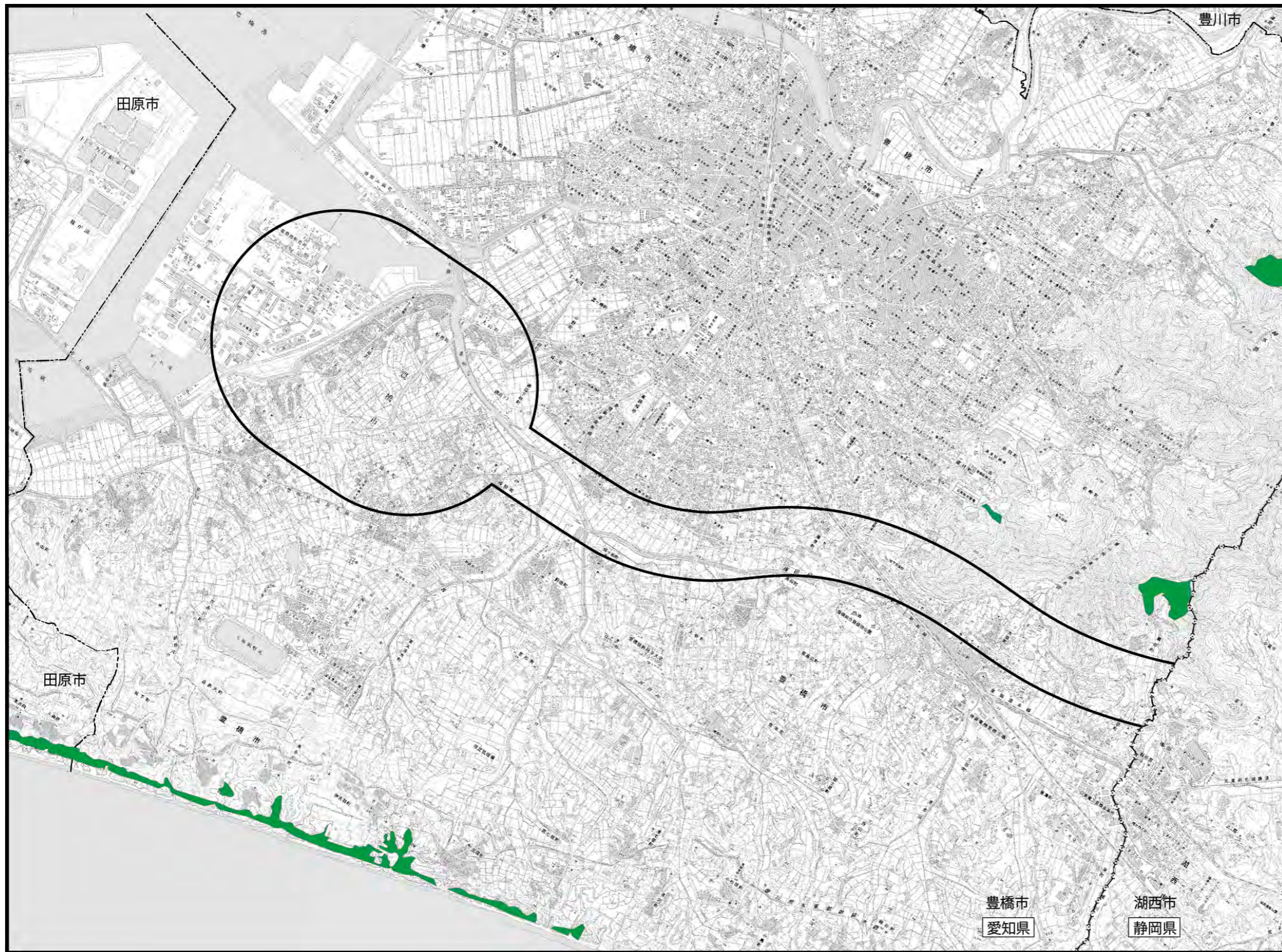
出典：「愛知県農業振興地域整備基本方針」（令和 3 年 12 月、愛知県）

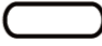
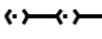
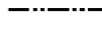

9) 「森林法」の規定により指定された保安林

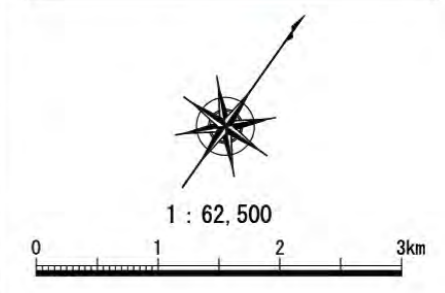
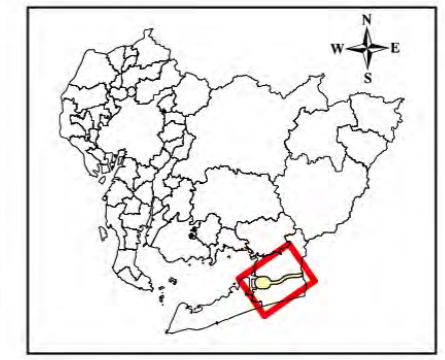
調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）第 25 条の規定により指定された保安林の区域が存在します。

調査区域における保安林の位置は図 4-2-33 に示すとおりです。

事業実施区域においては、保安林は存在しません。



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 保安林



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成27年度版）」（国土交通省国土政策局国土情報課 GIS ホームページ）

図 4-2-33 保安林位置図

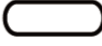
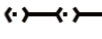
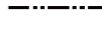

10) 「砂防法」の規定に基づき指定された砂防指定地

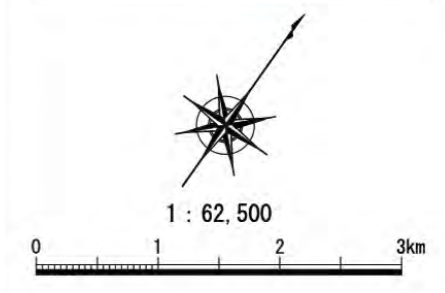
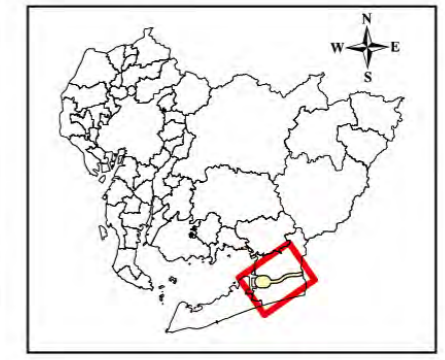
調査区域には、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号)第2条の規定に基づき指定された砂防指定地が存在します。

調査区域における砂防指定地の位置は図4-2-34に示すとおりです。

事業実施区域においては、東側の岩屋緑地、二川駅、弓張山地の周辺等に砂防指定地が存在します。



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 砂防指定地



出典：「東三河建設事務所管内図河川海岸図」（愛知県）

図 4-2-34 砂防指定地位置図

11) 「地すべり等防止法」の規定に基づき指定された地すべり防止区域

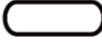
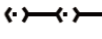
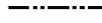

調査区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条の規定に基づき指定された地すべり防止区域は存在しません。

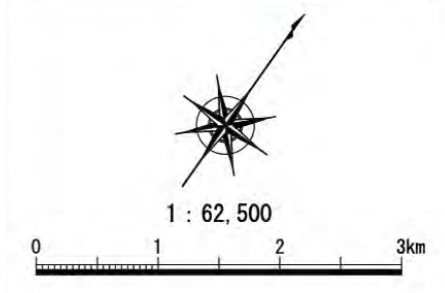
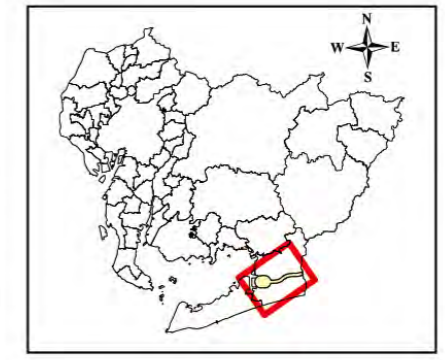
12) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域

調査区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が存在します。

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域の位置は図 4-2-35 に示すとおりです。
事業実施区域においては、西側の大崎町に急傾斜地崩壊危険区域が存在します。



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 急傾斜地
崩壊危険区域



出典：「マップあいち 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域」（愛知県建設局砂防課業務・管理グループ 愛知県ホームページ）

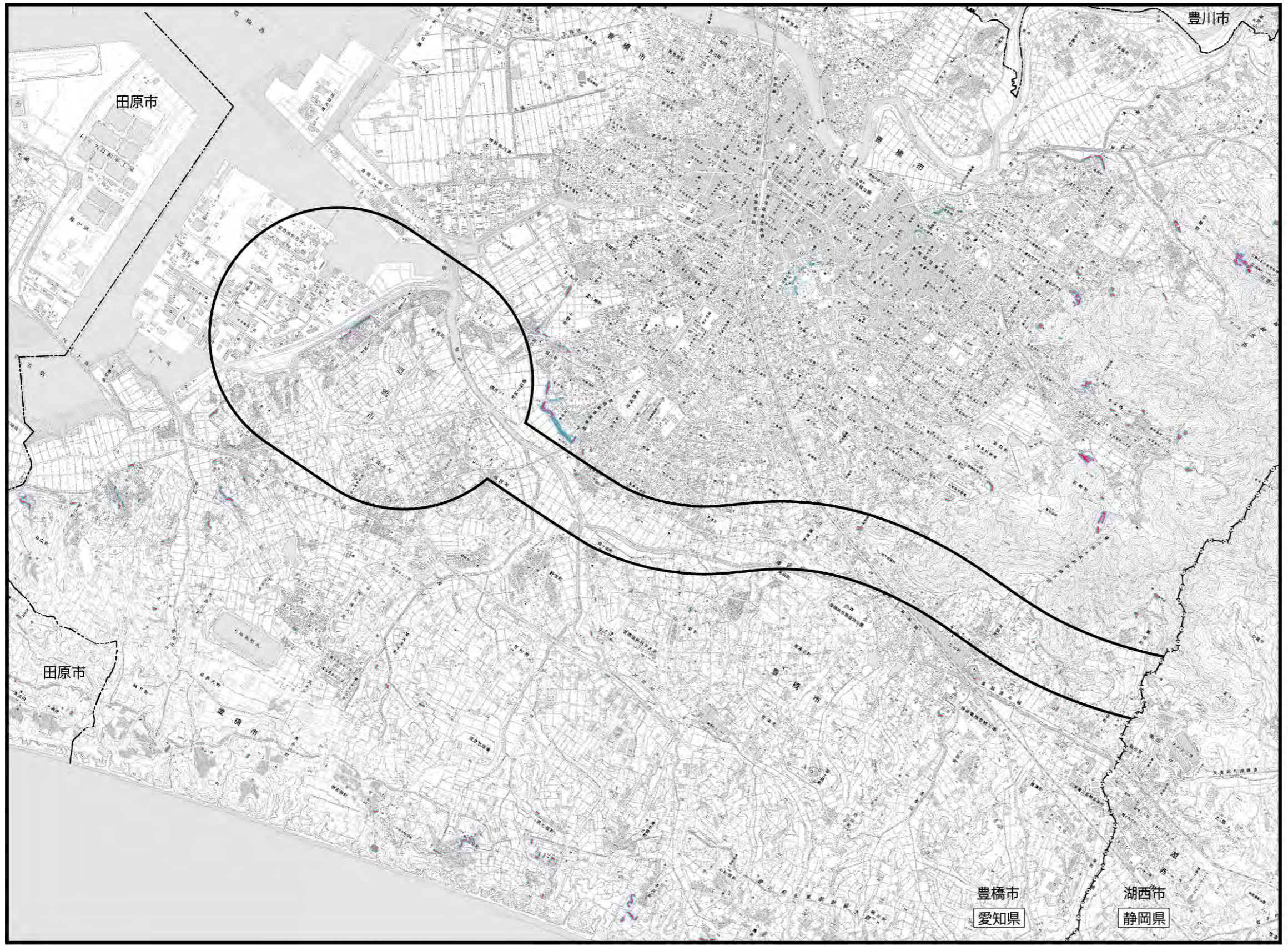
図4-2-35 急傾斜崩壊危険区域位置図

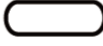

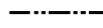


13) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒区域

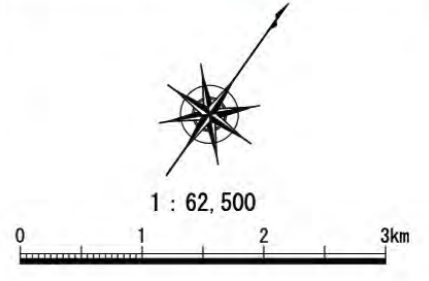
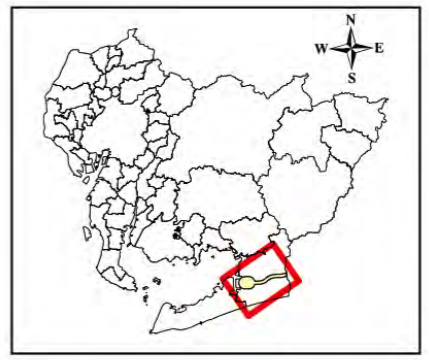
調査区域には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号、最終改正：令和4年6月17日法律第69号)第7条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域が存在します。

調査区域における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置は図4-2-36～図4-2-37に示すとおりです。

事業実施区域においては、東側の岩屋緑地周辺に土砂災害警戒区域が存在します。

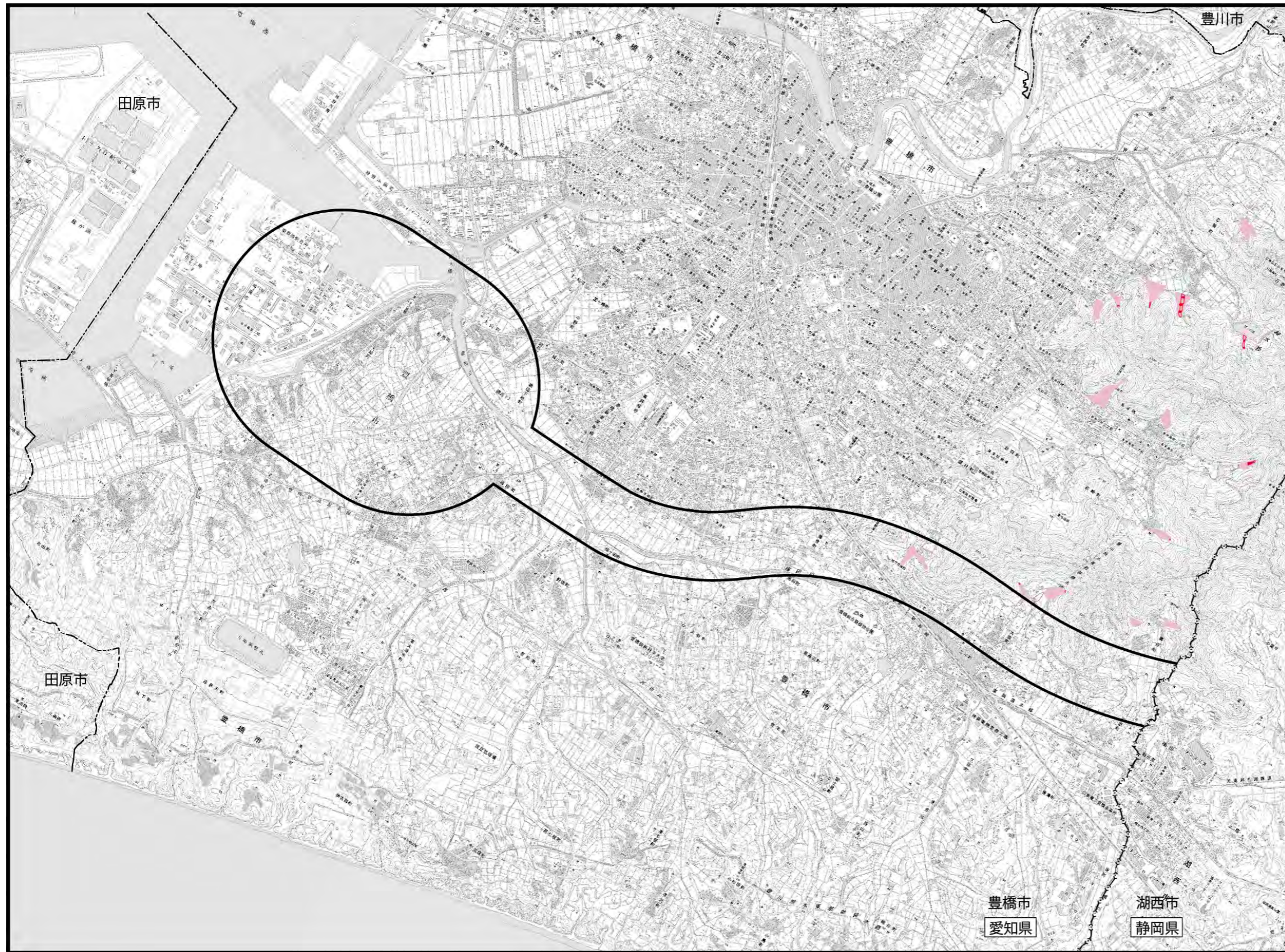


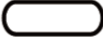
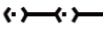
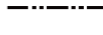


- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 土砂災害警戒区域
(急傾斜地の崩壊)
 -  : 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地の崩壊)

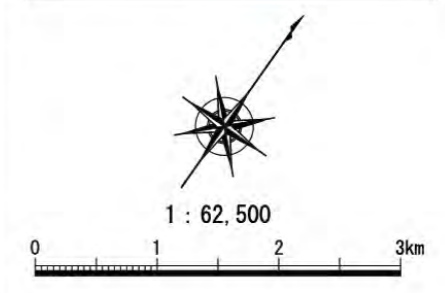
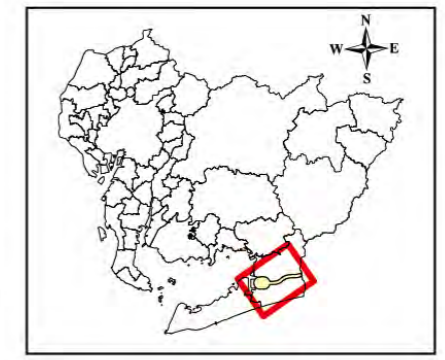


出典：「マップあいち 土砂災害情報マップ」(愛知県建設局砂防課業務・管理グループ 愛知県ホームページ)

図 4-2-36 土砂災害警戒区域(急傾斜の崩壊)位置図



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 土砂災害警戒区域
(土石流)
 -  : 土砂災害特別警戒区域
(土石流)



出典：「マップあいち 土砂災害情報マップ」（愛知県建設局砂防課業務・管理グループ 愛知県ホームページ）

図 4-2-37 土砂災害警戒区域（土石流）位置図

14) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された指定区域

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域が存在します。

調査区域における指定区域の一覧は表 4-2-46、位置は図 4-2-38 に示すとおりです。事業実施区域においては、12 箇所の指定区域が存在します。

表 4-2-56 廃棄物が地下にある指定区域（事業実施区域内）

指定番号	所在地（詳細）
豊橋 8	豊橋市藤並町字摩耶 8, 9, 9-1, 10-1, 11-1, 12, 13, 13-1, 14, 15-1, 16-1, 17, 18, 19-1, 20-1, 21-1
豊橋 12	豊橋市浜道町字窪田 3-8 の一部, 16, 17-2 の一部, 18-1, 19, 20-1 の一部, 26-1 の一部
豊橋 26	豊橋市植田町字法事堂 122-1, 122-2, 122-3, 122-7, 123-1, 124-1, 124-5, 124-6, 124-7, 124-10, 124-12
豊橋 30	豊橋市明海町 1 の一部
豊橋 32	豊橋市浜道町字窪田 3-1, 26-3
豊橋 40	豊橋市老津町字波入江 42, 42-1, 43, 52 の一部, 55 の一部, 56 の一部
豊橋 41	豊橋市大山町字西坪 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 20, 21, 22, 23, 24, 25
豊橋 43	豊橋市野依町字向河原 2-4 の一部, 2-5
豊橋 57	豊橋市大崎町字南二枚橋 9, 11-1, 12-1, 13-1, 14-1, 15-1, 16, 17, 18, 19
豊橋 62	豊橋市船渡町字前田 33, 34, 36, 37-1, 37-2, 38, 39, 40, 41-1, 41-2, 42, 43
豊橋 66	豊橋市天伯町字三和 144 番 2
豊橋 71	豊橋市大崎町字出口 16, 17, 18, 19, 20, 21, 29, 30, 34, 35, 36, 37, 38, 39

出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）



出典：「マップあいち 廃棄物が地下にある指定区域位置図」（愛知県ホームページ）

図 4-2-38 廃棄物が地下にある指定区域位置図

15) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等

① 県民の生活環境の保全等に関する条例第二十六条第 1 項の規定に基づく総排出量規制区域

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、大気指定工場等（大気指定施設）から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域を総排出量規制区域として定めており、豊橋市及び田原市が指定されています。大気指定施設は表 4-2-57（1）～（3）に示す通りです。

表 4-2-57（1） 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積 10m ² 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭若しくはコークスの処理能力 20t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焼炉（15 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力 1t/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（15 の項に掲げるものを除く。）	50L/時以上
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（15 の項及び 19 の項から 21 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積 1m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.5m ² 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延、金属若しくは金属製品の熱処理又は溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉	50L/時以上 又は 変圧器の定格容量が 200kVA 以上
8	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり六リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉及び加熱炉	火格子面積 1m ² 以上 又は
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（21 の項に掲げるものを除く。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉（15 の項及び 18 の項に掲げるものを除く。）	

表 4-2-57 (2) 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
12	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 200kg/時以上 又は 燃焼設備の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
13	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上
14	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
15	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙ばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.2m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/時以上
16	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
17	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上 又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上
18	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/時以上 又は 火格子面積 1m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
19	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上 又は 変圧器の定格容量 40kVA 以上
20	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
21	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上

表 4-2-57 (3) 大気指定施設

No.	大気指定施設	対象規模
22	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
23	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上
24	加熱炉（二の項、六の項、七の項及び九の項に掲げるものを除く。）及び熱風炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
備考	No. 1 の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、規格 B 八二〇一及び B 八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。	

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第12」（愛知県法規集）

② ばい煙発生施設等

愛知県では、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、事業活動に伴って排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設を規制対象としています。ばい煙発生施設は表 4-2-58(1)～(4)、粉じん発生施設は表 4-2-59、炭化水素系物質発生施設は表 4-2-60 に示す通りです。

表 4-2-58 (1) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
1	ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積 8m ² 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処理能力 5t/日以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び煅焼炉 （県条例…16 の項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 0.5t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む）、転炉及び平炉 （県条例…16 の項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉 （県条例…16、26、27、28 の項に掲げるものを除く）	火格子面積 0.5m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.25m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA 以上

表 4-2-58 (2) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 (県条例…32 の項に掲げるものを除く)	火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
7	石油製品、石油化学製品又はコーラタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 0.8m ² 以上
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉 (県条例…28 の項に掲げるものを除く)	又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 80kVA 以上
12	乾燥炉 (県条例…16、25 の項に掲げるものを除く)	
13	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 600kV 以上
14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 又は 焼却能力 150kg/時以上
15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式のものに限る)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.3t/時以上 又は 火格子面積 0.3m ² 以上 又は 羽口面断面積 0.15m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10L/時以上
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.05m ³ 以上
18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力
19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	40kg/時以上
20	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上
21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力 30kg/時以上
22	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 20kA 以上

表 4-2-58 (3) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力 50kg/時以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上 又は 変圧器の定格容量 150kVA 以上
24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 5m ² 以上 又は ポンプの動力 0.375kW 以上
25	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 50kg/時以上 又は 火格子面積 0.8m ² 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40L/時以上
26	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.08m ³ 以上 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上
29	コークス炉 （昭和 50 年 12 月 10 日施行）	原料の処理能力 20t/日以上
30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	原料の処理能力 5t/日以上
31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	
32	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
33	繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設	製品の処理能力 400m/時以上

表 4-2-58 (4) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
34	合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上
35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂施設（42の項及び43の項に掲げるものを除く。） ト イからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設（県条例施行規則第3条第5号及び第10号～12号までに掲げる物質 ^(注5) を使用するものに限る）のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	すべてのもの
36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	すべてのもの
37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設（34の項に掲げるものを除く。）	又は 変圧器の定格容量 200kVA 以上 又は 伝熱面積が 10m ² 以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの
40	鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設	すべてのもの
41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	すべてのもの
42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 3m ² 以上
44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	空気に接する面の面積 0.5m ² 以上

表 4-2-58 (5) ばい煙発生施設対象規模

No.	ばい煙発生施設	対象規模
45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設	すべてのもの
46	接着剤塗布施設	スプレーガンの吹付け能力 30L/時以上
47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	すべてのもの
48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	すべてのもの
50	エチレンカーボネイトの製造の用に供する反応施設	すべてのもの
51	滅菌施設(医療業で使用されているものを除く)	容量 3m ³ 以上

注1) No. は、施行令別表第1の項番号をいう。

注2) 重油換算とは、液体燃料10L、ガス燃料16m³、固体燃料16kg を重油10L に換算することをいう。ただし、「ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000m³/時未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)」及び「気体を燃料とするガス機関」については、下式による。

重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃料能力(m³/時) × 気体の発熱量(kJ/m³) ÷ 重油の発熱量(kJ/L)
 ▶改質器：重油の発熱量は40,000kJ/L とする。(平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号)
 ▶ガス機関：重油の発熱量は9,600kcal/L とする。(平成2年12月1日付け環大規384号及び平成9年2月12日付け環大規第32号)

注3) 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

注4) 規制対象となるばい煙発生施設は、工場・事業場に設置されるもので、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(法施行令別表第1の11の項に掲げる施設で、条例施行規則別表第1の37の項又は38の項に該当するもの並びに同令別表第1の12の項及び28の項に掲げるものを除く。)及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設である。をいう。

注5) 県条例施行規則第3条第5号及び第10号～第12号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1」(愛知県法規集)

表 4-2-59 粉じん発生施設対象規模

No.	粉じん発生施設	対象規模
1	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
2	鉱物、土石又はチップの堆積場	面積 500m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く）	ベルトの幅 50cm 以上 又は バケットの内容積 0.01m ³ 以上
4	破碎機、粉砕機、摩砕機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力破碎機、摩砕機 15kW 以上 粉砕機、研磨機 3.75kW 以上
5	ふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く）	原動機の定格出力 7.5kW 以上
6	打綿機及び混打綿機	原動機の定格出力 5kW 以上
7	チップパー及び碎木機	原動機の定格出力 15kW 以上
8	吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上

注 1 番号は、県条例施行規則別表第 2 の項番号をいう。

2 規制対象となる粉じん発生施設は、工場・事業場に設置されるものとする。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 2」（愛知県法規集）

表 4-2-60 炭化水素系物質発生施設対象規模

No.	炭化水素系物質発生施設	対象規模
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（日本産業規格 K2209 に規定する 1 号及び 2 号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が 1,000kL 以上であること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が 40kL 以上であること
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1 に掲げるものを除く）	貯蔵能力が 10k 以上であること

注 1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。

2 番号は、県条例施行規則別表第 3 の項番号を示す。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 3」（愛知県法規集）

③ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱第3第2項第1号の規定に基づき、主要な工場・事業場に対し、窒素酸化物排出量の削減を指導するため、必要な事項を定めた工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領を策定しています。

表 4-2-61 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領における対象施設

指導対象 工場・事業場	指導対象施設	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	法第2条第2項に規定するばい煙発生施設 ^{注1}	<p>1 法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。</p>	<p>法施行規則第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p>

注1) 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG 又は LPG を専焼するボイラーについては指導の対象外とする(平成18年3月29日付け17大気号外)。

出典:「大気汚染防止法便覧」(愛知県環境局)

④ ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針

愛知県では、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関若しくはガソリン機関を設置している者及び新たに設置しようとする者に対し、これらの施設に係るばい煙の低減対策等を指導するため、必要な事項を定めたディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針を策定しています。指導対象施設は、愛知県内の工場・事業場に既に設置されている施設及び新たに設置される施設です。ただし、名古屋市内の工場・事業場に係る施設を除きます。指導内容は表 4-2-62 に、指導目標値は表 4-2-63(1)～(2)に示す通りです。

表 4-2-62 ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導内容

項目	指導内容	
	既存指導対象施設	新設指導対象施設
窒素酸化物排出濃度	表 4-2-63(1)に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。 なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること	表 4-2-63(2)に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。 なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること
排出口の高さ	できる限り高くすること。	排出口の高さは原則として有効煙突高を 15 メートル以上とすること
測定口の設置	ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。	ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。
使用燃料	ガス、A 重油等の良質燃料を極力使用すること。	ガス、A 重油等の良質燃料を極力使用すること。
燃料採取箇所の設置	—	液体燃料を使用するものにあつては、燃料の採取が容易にできるよう採取箇所を設けること。
稼働時間	排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。 稼働時期についても十分配慮すること。	排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。 稼働時期についても十分配慮すること。

表 4-2-63(1) 既設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
ガスタービン	ガスを専焼させるものであつて、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
	液体燃料を燃焼させるものであつて、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	100
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
備考 重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		

表 4-2-63(2) 新設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類の	規模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上のもの	200
	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 200 リットル未満のもの（重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に 2 以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上となるものを含む。	400
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	35
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
<p>備考 重油以外の燃料の重油換算量は次の方法により算出したものとする。</p> <p>1 ディーゼル機関及びガスタービンにおける重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。</p> <p>2 ガス機関及びガソリン機関における重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料 10 リットルは重油 10 リットルに相当するものとして算出する。</p> <p>(換算式) 重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm³/h)</p> <p>換算係数 = 気体燃料の発熱量 (Kcal/Nm³) ÷ 重油の発熱量 (Kcal/L)</p> <p>ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、9600Kcal/L とする。</p> <p>3 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。</p> $C = C_s \cdot (21 - 0_n) / (21 - 0_s)$ <p>C : 窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p> <p>0_n : ディーゼル機関にあつては 13 ガスタービンにあつては 16 ガス機関及びガソリン機関にあつては 0</p> <p>0_s : 排ガス中の酸素濃度 (単位%)</p> <p>C_s : 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)</p>		

出典)「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」(愛知県)

⑤ 化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に係る総量規制基準（第 9 次）

愛知県では、伊勢湾の閉鎖性海域の水質汚濁を防止し、総合的・計画的な水質保全対策を推進するため、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 1138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 4 条の 3 に基づき、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定めた「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（令和 4 年 10 月）を策定しています。

愛知県では、北設楽郡の一部（天竜川水系）及び渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっています。

調査区域は、ほぼ全域が指定地域に含まれています。

16) 環境の保全を目的とする法令・規制等の内容

① 環境基本条例

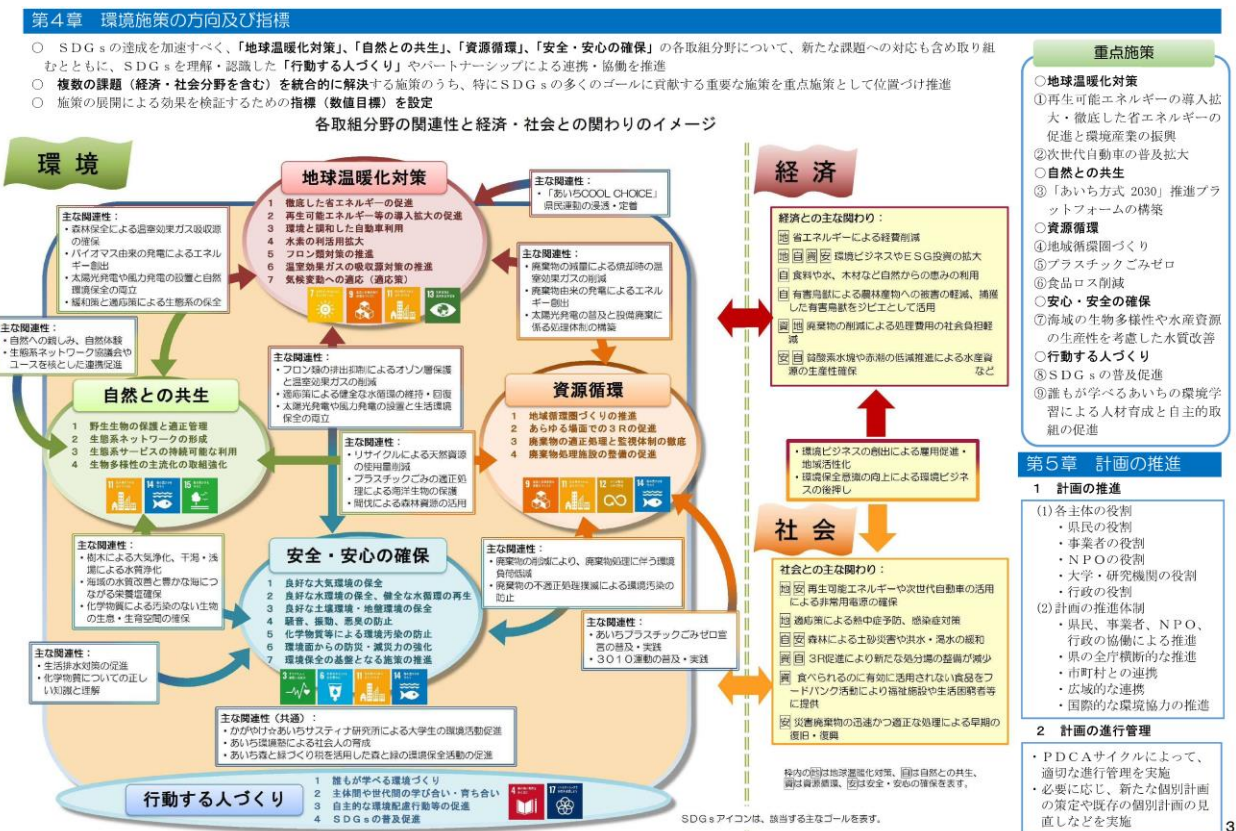
愛知県では、環境の保全について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号)を定めています。

環境基本条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述しています。

② 環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号)第9条に基づき、「SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「第5次愛知県環境基本計画」(令和3年2月、愛知県)を策定しています。

第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要は、図4-2-39に示すとおりです。



出典：「第5次愛知県環境基本計画 概要版」(令和3年2月、愛知県ホームページ)

図4-2-39 第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要

③ 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号、最終改正：平成 22 年 3 月 26 日条例第 12 号）を定め、「愛知県自然環境保全地域（特別地区、野生動物保護地区）」「指定希少野生動物種（生息地等保護区）」を指定しています。

調査区域には、「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しません。

④ 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年 3 月 22 日条例第 1 号、最終改正：平成 13 年 3 月 27 日条例第 18 号）第 2 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減をさせるための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正：令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）を定めています。

県民の生活環境の保全等に関する条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述しています。

⑤ 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年3月22日条例第1号、最終改正:平成13年3月27日条例第18号)第2条に定める基本理念のっとり、平成30年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、その目標達成に向け、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」(平成30年10月19日条例第45号、最終改正:令和5年3月22日)を定めています。

同条例第6条第1項に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」として、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(令和4年12月、愛知県)を策定しており、その施策等の概要は、図4-2-40に示すとおりです。



出典:「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)(概要)」(令和4年12月、愛知県ホームページ)

図4-2-40 あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)の施策等の概要

2.8. その他の状況

(1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物(以下、「建設副産物」とする)のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源(建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)や廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)を含みます。建設副産物に係る関係法令等には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月2日法律第110号、最終改正:平成24年6月27日号外法律第47号)により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正:令和元年6月14日号外法律第37号)に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの(コンクリート塊・アスファルト・コンクリート塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号、最終改正:平成26年6月13日号外法律第69号)並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第37号)に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号、最終改正:令和3年5月19日号外法律第36号)に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品(環境物品)の購入を義務付けています。国土交通省においては、「令和4年度国土交通白書」(令和4年8月、国土交通省)によると、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく全国一斉パトロール等の実施による同法の適正な実施の確保、海上輸送を活用した循環資源物流ネットワークの形成に向けた基本的考え方、廃棄物海面処分場の計画的な確保等について、各種施策の実施状況や評価等のレビューを実施しています。

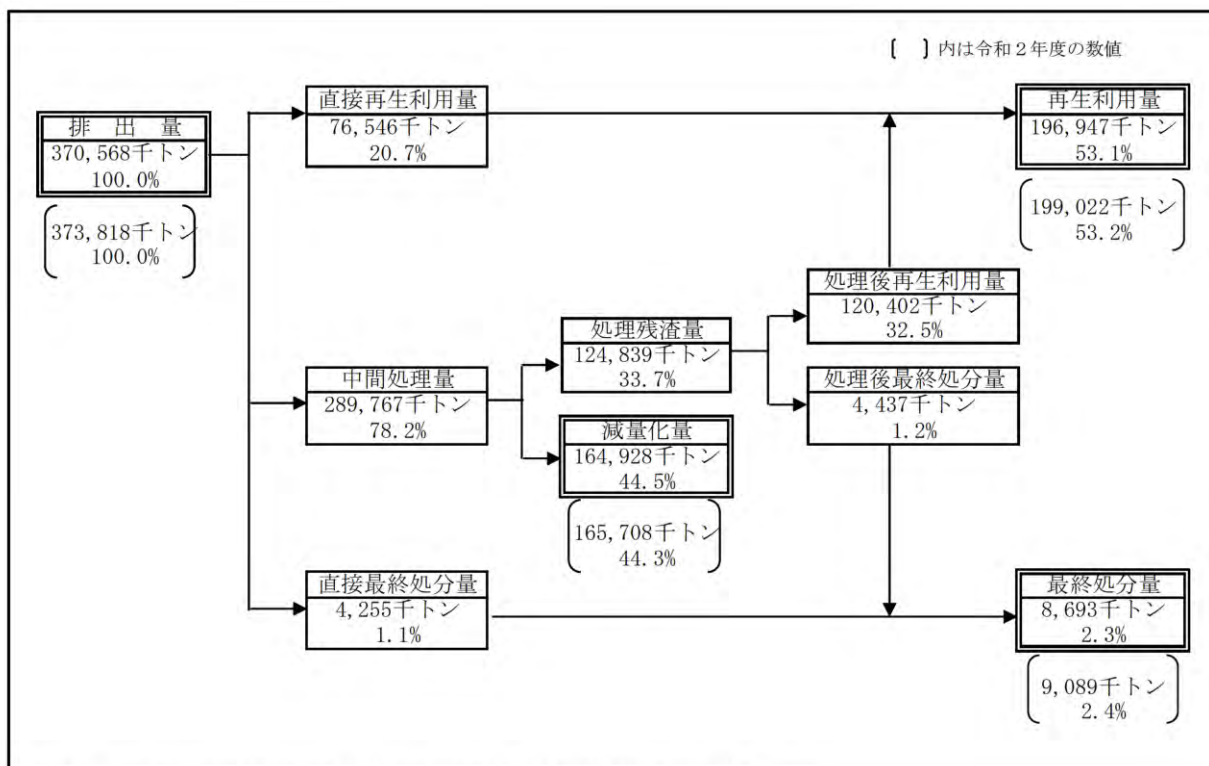
国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を示した「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(計画期間:最大10年間、必要に応じて見直し)を令和2年9月に策定し、建設副産物の再資源化率等に関する6年度達成基準値を設定するとともに、今後は「質」の向上が重要な視点と考え、①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献、②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮、③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等を主要課題とした取り組むべき施策を実施しています。

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年3月25日愛知県条例第2号、最終改正:平成30年7月6日愛知県条例第38号)を制定しています。

(2) 廃棄物の再利用・処理技術の現況

「令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度速報値」(令和5年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)における全国の令和3年度産業廃棄物の処理状況は、図4-2-41に示すとおりです。

産業廃棄物全排出量のうち、再生利用量が占める割合は53.1%、最終処分量が占める割合は2.3%となっています。



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

出典：「令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和3年度速報値」
(令和5年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)

図4-2-41 全国産業廃棄物の処理フロー（令和3年度実績値）

また、「建設リサイクル推進計画2020」の目標値は表4-2-64に示すとおりです。

国土交通省では、所轄公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、令和2年には「建設リサイクル推進計画2020」(令和2年9月 国土交通省)を策定しています。

「建設リサイクル推進計画2020」によると、2020年度から概ね10カ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、2024年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

表 4-2-64 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目	指標	2018 目標値	2018 実測値	2024 達成基準値
アスファルト・ コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

出典：「建設リサイクル推進計画2020」（令和2年9月、国土交通省）

「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）における、愛知県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況は表4-2-65に、建設発生土の再利用の状況は表4-2-66に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が98%を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は83%程度となっています。

表 4-2-65 愛知県の公共土木工事における建設副産物の再資源化の状況

廃棄物分類	搬出量 (千 t)	再資源化量 (千 t)	縮減量 (千 t)	最終処分量 (千 t)	再資源化率 (%)
アスファルト・ コンクリート塊	1,097.8	1,097.7	0.0	0.1	100.0
コンクリート塊	527.4	527.2	0.0	0.2	100.0
建設発生木材	3.6	3.4	0.1	0.1	98.4
伐木材・除根材	72.4	67.7	3.8	0.9	98.7
建設汚泥	270.5	203.1	66.0	1.4	99.5
建設混合廃棄物	22.1	16.7	1.3	4.0	81.8
廃プラ	4.4	2.5	1.0	0.9	79.6
紙くず	0.3	0.2	0.1	0.0	94.6
金属くず	8.1	7.9	0.0	0.2	97.2
廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	96.7
廃塩ビ管	0.5	0.5	0.0	0.0	91.1
建設廃棄物計	2,007.0	1,929.9	72.3	7.9	99.6

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

注2) 再資源化率は、搬出量全体における再資源化量の割合を示している。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

表 4-2-66 建設発生土の利用の状況

県	有効利用量 (千 m ³)	その他 (千 m ³)	場外搬出量 (千 m ³)	現場内利用量 (千 m ³)	有効利用率 (%)
愛知県	2,402.7	1,224.7	3,627.3	3,389.1	82.5

注1) 「国土交通省等」「その他の国」「特殊法人等」「都道府県」「政令指定市」「その他の市町村」が発注した公共土木工事における発生量の合算である。

出典：「平成30年度建設副産物実態調査結果」（令和2年1月、国土交通省総合政策局）

(3) 廃棄物処理施設の立地状況

調査区域における産業廃棄物処理施設は、表 4-2-67(1)～(4)に、位置図は図 4-2-42 に示すとおりです。調査区域に 123 件、事業実施区域に 15 件分布しています。

表 4-2-67(1) 産業廃棄物処理施設

No.	業者氏名	品目	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉛さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設の所在地	実施区域内		
1	愛知ラインリック株式会社		●			●	●																	除く	濃縮	豊橋市豊清町字茶屋ノ下121番1他2筆		
2	愛知ラインリック株式会社				○																				除く	油水分離	豊橋市豊清町字茶屋ノ下119番他1筆	
3	株式会社アクアサービスみかわ		●																						除く	脱水	豊橋市東小鷹野二丁目9番1	
4	明海リサイクルセンター株式会社							●							●	●									除く	破砕	豊橋市明海町1番	○
5	明海リサイクルセンター株式会社							●							●	●									除く	破砕	豊橋市明海町1番	○
6	明海リサイクルセンター株式会社							●							●	●									除く	破砕	豊橋市明海町1番	○
7	明海リサイクルセンター株式会社							●							●	●									除く	破砕	豊橋市明海町1番	○
8	飯島物産株式会社							●	○	○	○				●	●		●							除く	破砕	豊橋市城下町字休場290番2	
9	株式会社石田商店							●							●	●									除く	圧縮	豊橋市東赤沢町字東横根80番1	
10	株式会社伊藤鬼瓦									○															除く	選別	愛知県豊橋市三ノ輪町本興寺3番30	
11	有限会社いとう化工		●																						除く	天日乾燥	豊橋市豊栄町字東91番地の1他3筆	
12	株式会社イモト							●	○	○	○				●	●		●							除く	破砕	豊橋市神野新田町字カノ割70番4	
13	エコテック 株式会社							●	○	○	○				●										除く	圧縮	豊橋市船渡町字伝六35番、36番1	○
14	エコテック 株式会社							●	○	○	○			○	●	●		●							除く	選別	豊橋市船渡町字伝六35番、36番1	○
15	エコテック株式会社							●	○	○	○			○											除く	破砕	豊橋市船渡町字伝六34番	○
16	株式会社エムエムアイ															●		●							除く	破砕	豊橋市賀茂町字照山1番18他5筆	
17	株式会社エムエムアイ															●		●							除く	破砕	豊橋市賀茂町字照山1番18他5筆	
18	オオブユニティ株式会社			○																					除く	脱水	豊橋市野依町字南丸山100番6	
19	オオブユニティ株式会社					○	○																		除く	中和	豊橋市野依町字南丸山100番6	
20	株式会社カイテック							●	○	○	○				●	●		●							除く	選別	豊橋市東細谷町字一里山106番1	
21	株式会社カイテック							●	○	○	○				●	●		●							除く	選別	豊橋市東細谷町字一里山104番1	
22	株式会社カイテック															●		●							除く	破砕	豊橋市東細谷町字一里山105番1	
23	株式会社カイテック									○															除く	破砕	豊橋市東細谷町字一里山105番1	
24	株式会社カイテック							●	○	○	○				●										除く	破砕	豊橋市東細谷町字一里山106番1	
25	株式会社カイテック															●		●							除く	破砕(石膏ボー)	豊橋市東細谷町字一里山105番1	
26	株式会社カイテック															●		●							除く	分級	豊橋市東細谷町字一里山105番1	
27	有限会社金子あらや商店											○													除く	加熱	豊橋市大岩町字大穴98番5	
28	有限会社金子あらや商店																				○				除く	解体加熱	豊橋市大岩町字大穴98番5	
29	有限会社カネト産業							●																	除く	破砕	豊橋市大崎町字浪入31番	○
30	有限会社カネト産業							●																	除く	熔融	豊橋市大崎町字浪入31番	○
31	有限会社カネト産業							●																	除く	熔融	豊橋市大崎町字浪入31番、32番	○
32	株式会社ミダック		●	●														●					●		除く	混練	愛知県豊橋市東細谷町字一里山200番地	
33	株式会社ミダック		●	●												●	●	●					●		除く	選別	愛知県豊橋市東細谷町字一里山200番地	
34	株式会社ミダック		●	●												●	●	●					●		除く	選別・混練	愛知県豊橋市東細谷町字一里山200番地	
35	株式会社ミダック							●								●	●								除く	破砕	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番地514	

注1) 許可を取得している品目について「○」、処理できる品目について「●」とする。

表4-2-67(2) 産業廃棄物処理施設

No.	業者氏名	品目														処方法	施設の所在地	実施区域内								
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず				鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	
36	株式会社ミダック						●								●	●							除く	破砕	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番地514	
37	株式会社ミダック	●	○	●	●	●									●	●							除く	破砕・選別	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番地514	
38	株式会社ミダック	●	○	●	●	●									●	●							除く	破砕・選別	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番地514	
39	サーラ物流株式会社						●	○															除く	圧縮・梱包	豊橋市神野新田町字ルノ割26	
40	サーラ物流株式会社						●																除く	溶解	豊橋市神野新田町字ルノ割26	
41	新英金属株式会社						●								●	●							除く	圧縮	豊橋市大岩町字久保田48番173	○
42	神野オイルセンター株式会社		○																				除く	油水分離	豊橋市神野新田町字ホノ割18番	
43	成和环境株式会社						●								●	●							扱う	蛍光管の破砕	豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551	
44	成和环境株式会社	●																					除く	脱水	豊橋市西七根町字松前谷39番56	
45	成和环境株式会社						●	○	○	○				○	●	●	●						除く	破砕	豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527	
46	成和环境株式会社						●	○	○						●								除く	破砕	豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番527	
47	成和环境株式会社						●																除く	破砕・圧縮・梱包	豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番551	
48	成和环境株式会社						●																除く	溶解	豊橋市豊清町字茶屋ノ下2番532	
49	成和环境株式会社	●	●				●	○	○	○	○			○	●	●	●				●	○	除く	管理型最終処分場	豊橋市西七根町字東浜辺35番1他5筆及び同町字松前谷39番57他10筆	
50	大起建設株式会社						●	○	○	○					●	●	●						除く	破砕	豊橋市大崎町字笠松新田35番1	○
51	有限会社タナカ興業						●	○															除く	破砕	豊橋市大岩町字北山6番968	
52	株式会社中部	●																					除く	造粒固化	愛知県豊橋市明海町5番72	
53	株式会社中部														●	●							除く	破砕	愛知県豊橋市明海町5番72	
54	株式会社中部														●	●							除く	破砕	愛知県豊橋市明海町5番72	
55	トーヨーメタル株式会社														●								除く	圧縮	豊橋市大岩町字佃9番6	○
56	トーヨーメタル株式会社														●								除く	破砕	豊橋市大岩町字佃25番1	○
57	株式会社トヨジン						●	○	○	○			○	●	●								未届	圧縮・梱包	豊橋市石巻本町字向野24番1	
58	株式会社トヨジン						●	○	○	○			○	●	●	●							未届	破砕	愛知県豊橋市石巻本町字向野24番1	
59	株式会社トヨジン						●	○	○	○			○	●	●	●							未届	破砕	愛知県豊橋市石巻本町字向野24番1	
60	株式会社トヨジン						●	○	○	○			○	●	●								未届	破砕・圧縮・梱包	豊橋市石巻本町字向野24番1	
61	株式会社トヨジン						●																未届	溶解	豊橋市石巻本町字向野26番	
62	豊橋市栄産業有限会社						●								●	●							扱う	蛍光管の破砕	豊橋市三弥町字元屋敷54番1・55番7・56番1・56番5	
63	豊橋飼料株式会社																				○		除く	堆肥化	豊橋市小島町字上田濃145番	
64	豊橋養鶏農業協同組合									○												○	除く	堆肥化	豊橋市高塚町字東大縄手467番・468番	
65	株式会社豊橋レンダリング									○	○												除く	解体・加熱	愛知県豊橋市大岩町字大穴98番地の4他6筆	
66	株式会社トリックスメタル														●								除く	圧縮	豊橋市花田町字網田122番2	
67	株式会社トリックスメタル						●	○	○						●	●	●						除く	選別	豊橋市花田町字網田122番2、123番	
68	名古屋港木材倉庫株式会社						●	○	○						●	●							除く	破砕	愛知県豊橋市明海町5番80	
69	バイオサイエンス株式会社	●								○													除く	発酵	豊橋市若松町字中山221番他11筆	
70	日立メンテナンス株式会社	●																					除く	造粒固化	豊橋市大岩町字大穴153番3ほか1筆	
71	日立メンテナンス株式会社														●	●							除く	安定型最終処分場	豊橋市牟呂町字西明治浜15番1ほか1筆	
72	日立メンテナンス株式会社	●																					除く	管理型最終処分場	豊橋市大岩町字大穴153番2ほか6筆	

注1) 許可を取得している品目について「○」、処理できる品目について「●」とする。

表4-2-67(3) 産業廃棄物処理施設

No.	業者氏名	品目													水銀使用製品	処分方法	施設の所在地	実施区域内									
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず					ガラス等くず	鉄さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物		
73	フジ化成株式会社						●																	除く	破碎・溶融・押出	豊橋市豊清町字比舎古1番229	
74	株式会社紅久						●								●	●	●							除く	圧縮	豊橋市神野新田町字チノ割14番1	
75	株式会社紅久						●								●	●	●							除く	圧縮	豊橋市三弥町字元屋敷90番1	
76	株式会社紅久						●								●	●	●							除く	切断	豊橋市神野新田町字チノ割12番1	
77	株式会社紅久						●								●	●	●							除く	選別	豊橋市三弥町字元屋敷90番1	
78	株式会社紅久						●								●	●	●							除く	選別	豊橋市神野新田町字チノ割11番1	
79	株式会社紅久	●					●								●	●	●							除く	選別	豊橋市神野新田町字チノ割9-1、9-2、10-1番	
80	株式会社紅久						●								●	●								除く	選別	豊橋市神野新田町字チノ割8番	
81	株式会社紅久						●								●	●								除く	破碎	豊橋市神野新田町字チノ割8番	
82	株式会社ホソキ						●								●									除く	圧縮	愛知県豊橋市小池町35番2	
83	株式会社ホソキ															●								除く	破碎	愛知県豊橋市小池町35番2	
84	前芝建材株式会社																						●	除く	安定型最終処分場	豊橋市神野新田町字オノ割114番1ほか4筆	
85	有限会社松井工業																							除く	破碎	豊橋市牛川町字堀割667番	
86	有限会社松井工業																							除く	破碎	豊橋市下条西町字堀切714番	
87	株式会社MARUKO						●																	除く	圧縮・梱包	豊橋市富士見町290番	
88	株式会社MARUKO						●																	除く	圧縮・梱包	豊橋市富士見町280番	
89	株式会社MARUKO	●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○									○	除く	焼却	豊橋市東細谷町字東篁田75番208	
90	株式会社MARUKO	●																						除く	造粒固化	豊橋市富士見町280番	
91	株式会社MARUKO						●																	除く	破碎	豊橋市東細谷町字一里山3番1	
92	株式会社MARUKO																						●	除く	破碎	豊橋市東細谷町字一里山3番1	
93	株式会社MARUKO																						●	除く	破碎	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番144	
94	株式会社MARUKO																						●	除く	破碎	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番144	
95	株式会社MARUKO																						●	除く	破碎	愛知県豊橋市東細谷町字一里山90番144	
96	株式会社MARUKO																							除く	破碎	豊橋市東細谷町字一里山2番1	
97	株式会社MARUKO						●								○	●	●	●						除く	破碎	豊橋市富士見町290番	
98	株式会社MARUKO						●								○	●	●	●						除く	破碎・選別	豊橋市富士見町280番	
99	株式会社MARUKO															●	●							除く	破碎・選別	豊橋市富士見町280番	
100	株式会社MARUKO															●	●							除く	破碎・選別	豊橋市富士見町283番1	
101	株式会社MARUKO															●	●							除く	破碎(石膏ボード/石膏くず)	豊橋市東細谷町字一里山2番5ほか1筆	
102	株式会社MARUKO	●	●				●								●	●	●	●					●	除く	管理型最終処分場	豊橋市東細谷町字東篁田75番18ほか1筆	
103	株式会社マルサワ	●	○	●	●	●	○	○	○	○					●	●								除く	焼却	豊橋市伊古部町字東荒子41番	
104	有限会社丸富						●								●									除く	破碎	豊橋市寺沢町字陸美26番5	

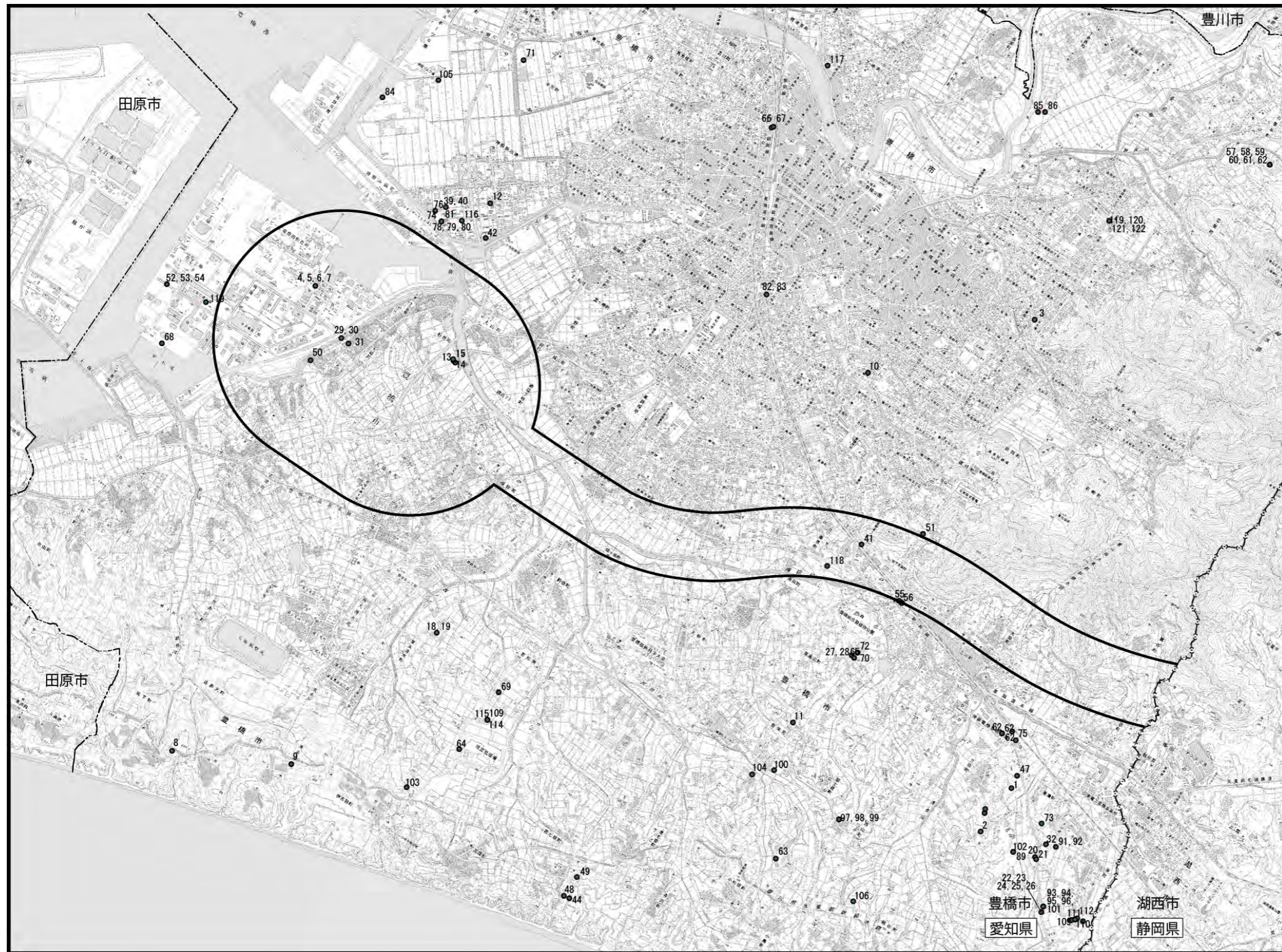
注1) 許可を取得している品目について「○」、処理できる品目について「●」とする。

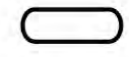
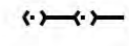
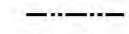

表4-2-67(4) 産業廃棄物処理施設

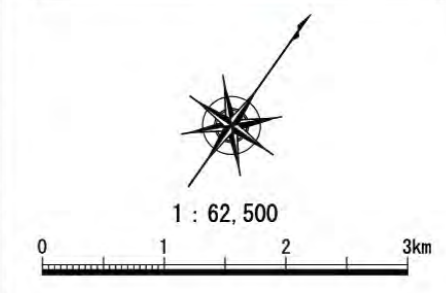
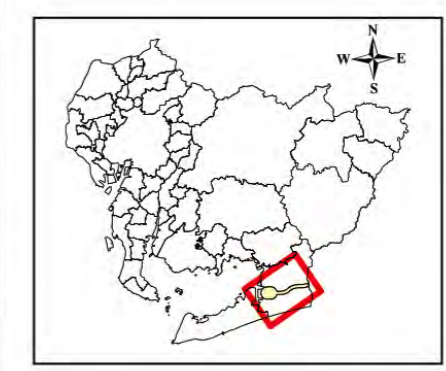
No.	業者氏名	品目	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス等くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ダスト類	13号廃棄物	水銀使用製品	処分方法	施設の所在地	実施区域内
105	株式会社 丸義商店							●						○	●	●		●						除く 安定型最終処分場	豊橋市神野新田町字ヤノ割45番1他3筆	
106	有限会社村田建材		●																					除く 造粒固化	豊橋市細谷町字小袋松184番	
107	株式会社明輝クリーナー							●	○							●	●							除く 圧縮・梱包	豊橋市原町字南山1番99、字美砂松29番1	
108	株式会社明輝クリーナー							●																除く 減容固化	豊橋市若松町字中山101番5	
109	株式会社明輝クリーナー		●	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●		●						扱ふ 焼却	豊橋市原町字南山1番2, 1番89, 1番102, 1番224, 1番244, 1番245	
110	株式会社明輝クリーナー		●	○				●	○	○	○	○												除く 焼却(休止)	豊橋市原町字南山1番332	
111	株式会社明輝クリーナー							●	○	○	○				●	●		●						除く 選別	豊橋市原町字南山1番10	
112	株式会社明輝クリーナー		●																					除く 脱水	豊橋市若松町字中山101番33	
113	株式会社明輝クリーナー					●	●																	除く 中和	豊橋市若松町字中山101番6	
114	株式会社明輝クリーナー							●	○							●		●						除く 破碎	豊橋市原町字南山1番99	
115	株式会社明輝クリーナー		●	○																				除く 油水分離	豊橋市若松町字中山101番6	
116	名豊リクル株式会社								○															除く 破碎	豊橋市神野新田町字トノ割29番1	
117	株式会社ヤマサン			○							○													除く ろ過・沈殿	豊橋市下地町字豊麻27番	
118	株式会社山治紙業							●	○	○	○				●	●								除く 圧縮	豊橋市藤並町字藤並16番5	○
119	吉野石膏株式会社															●								除く 破碎	豊橋市明海町4番35	
120	有限会社リサイクリング産業		●																					除く 脱水	豊橋市忠興三丁目3番17	
121	有限会社リサイクリング産業					●																		除く 中和	豊橋市忠興三丁目3番17	
122	有限会社リサイクリング産業						●																	除く 中和	豊橋市忠興三丁目3番17	
123	有限会社リサイクリング産業			○																				除く 油水分離	豊橋市忠興三丁目3番17	

注1) 許可を取得している品目について「○」、処理できる品目について「●」とする。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（豊橋市ホームページ）



- 凡 例
-  : 都市計画対象道路
事業実施区域
 -  : 県境
 -  : 市町村界
 -  : 産業廃棄物処理施設



出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（豊橋市ホームページ）

図 4-2-42 産業廃棄物処理施設位置

(4) 温室効果ガス等の状況

愛知県の温室効果ガス総排出量は、表 4-2-68 に示すとおりです。

愛知県では、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030 年度までに県内の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 46%削減するという目標を掲げています。また、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（2022 年 12 月、愛知県）を策定し、地球温暖化対策の推進に関する計画を進めています。

表 4-2-68 愛知県内の温室効果ガス総排出量の推移

（単位：千トン-CO₂）

部門等		年度	1990	2000	2010	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020 年度対 2013 年度比
エネルギー CO ₂ 起源 注1	産業部門	42,898	40,445	38,548	40,153	39,827	39,512	40,198	40,880	40,395	37,628	34,882	▲13.1%	
	業務部門	8,387	9,814	9,374	12,072	11,336	10,881	9,829	9,688	9,811	9,144	8,431	▲30.2%	
	家庭部門	7,315	8,761	8,629	8,584	8,000	7,376	7,463	7,569	6,893	6,577	6,388	▲25.6%	
	運輸部門	11,041	13,544	11,270	13,327	12,941	13,387	13,400	13,541	13,308	13,344	11,330	▲15.0%	
	エネルギー 転換部門	1,481	1,409	2,401	2,435	2,341	2,303	2,364	2,337	2,270	2,183	1,989	▲18.3%	
非エネルギー起源 CO ₂		2,099	2,255	2,371	2,225	2,186	2,163	2,216	2,336	2,451	2,306	2,257	+1.5%	
メタン		367	323	282	450	429	424	407	406	462	430	428	▲5.0%	
一酸化二窒素注2		758	1,094	1,184	978	939	913	910	919	916	871	819	▲16.3%	
代替フロン等 4 ガス		2,664	1,683	1,145	2,159	2,380	2,540	2,863	2,923	3,025	3,196	3,160	+46.4%	
総排出量		77,012	79,328	75,204	82,384	80,379	79,499	79,647	80,600	79,530	75,679	69,682	▲15.4%	
森林吸収量		—	—	—	—	▲436	▲437	▲414	▲415	▲409	▲373	▲352	—	
総排出量 (森林吸収量控除後)		77,012	79,328	75,204	82,384	79,943	79,062	79,233	80,185	79,120	75,306	69,330	▲15.8%	

注1) 電力の CO₂排出係数は調整後排出係数により算出。

注2) 代替フロン等 4 ガスは、HFC_s、PFC_s、SF₆、NF₃の合計。また、2012年度までは、HFC_s、PFC_s、SF₆の3ガスの合計であり、1990年度の排出量は1995年度の排出量で代用した。

注3) 四捨五入により総排出量とその内訳が一致しない場合がある。

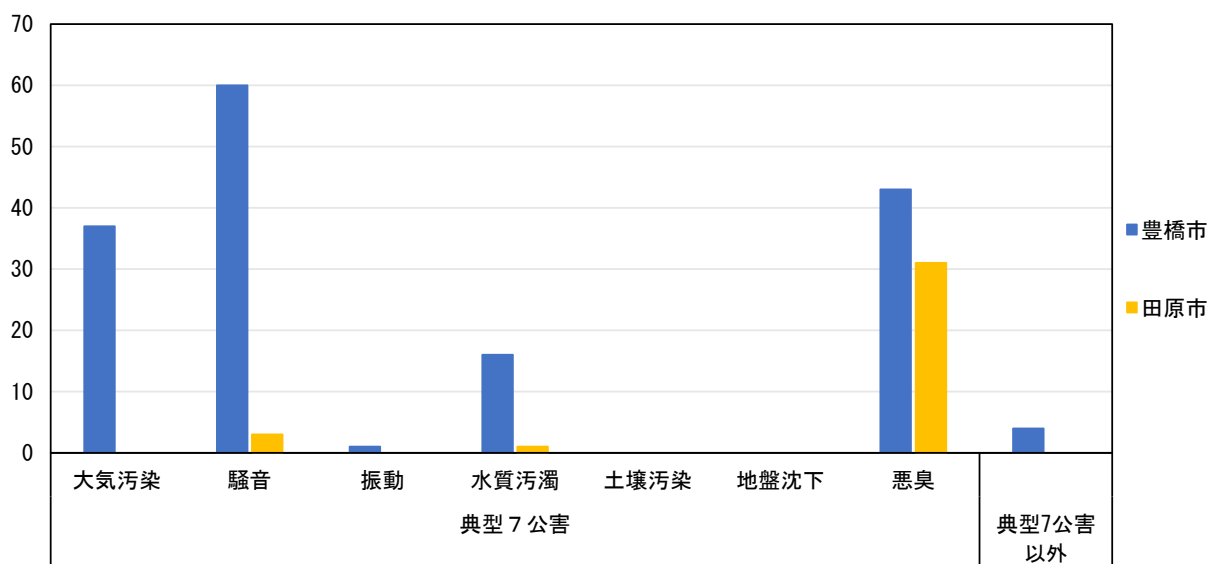
出典：「2020年度温室効果ガス総排出量について」（愛知県ホームページ）

「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（愛知県）

(5) 公害苦情の状況

豊橋市、田原市における公害苦情件数の状況は図 4-2-43 に示す通りです。豊橋市では騒音が最も多く、田原市では悪臭が最も多くなっています。

豊橋市・田原市 公害苦情件数（令和2年度）



出典：「令和4年度刊愛知県統計年鑑」（令和4年8月、愛知県ホームページ）

図 4-2-43 豊橋市・田原市における公害苦情件数の状況（令和2年度）